

令和4年度 区民交通傷害保険 加入者募集

お近くの金融機関で申込できます

この保険は車両による交通事故でケガをした場合に、入院・通院の治療日数・期間に応じて保険金をお支払いする制度です。また、自転車運転中の加害事故によって、法律上の損害賠償責任が発生した場合にその損害賠償金や費用が補償される「自転車賠償責任プラン」が付帯したコースもあります。

さらに、「被害事故補償」が全コースに付帯しています。犯罪被害やひき逃げによる事故で、死亡や重度の所定の後遺障害を被った場合に実際の損害額を補償する制度です。

※このご案内は概要を説明したものです。詳細は区ホームページをご確認ください。なお、申込締切後の加入はできません。

「保険期間」
令和4年4月1日(金) 午前0時～令和5年3月31日(金) 午後12時までの1年間

「加入できる方」
保険責任開始時点(4月1日現在)で区内に住所のある方

「コースの種類と保険料」
表1のとおり

表1 コースの種類と保険料 [保険期間1年間]

コース	補償内容	一時払保険料	最高保険金額
XJ	区民交通傷害Xコース +自転車賠償責任プラン	1,400円	35万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
AJ	区民交通傷害Aコース +自転車賠償責任プラン	1,900円	150万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
BJ	区民交通傷害Bコース +自転車賠償責任プラン	2,500円	350万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
CJ	区民交通傷害Cコース +自転車賠償責任プラン	3,500円	600万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
A	区民交通傷害Aコース	900円	150万円(交通傷害)
B	区民交通傷害Bコース	1,500円	350万円(交通傷害)
C	区民交通傷害Cコース	2,500円	600万円(交通傷害)

※全コースに被害事故補償(最高保険金額600万円)を自動セットします。
※自転車を利用する場合は「自転車賠償責任プラン」がセットされたコース(XJ・AJ・BJ・CJコース)へのご加入をおすすめします。

表2 個人加入

	窓口	期間
申込受付	区内金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行・郵便局)、地域振興課(区役所4階26番) ※申込書の配布も行っています	2/1(火)～3/31(木)
申込書のみ配布	豊洲特別出張所、各出張所、図書館、文化センター ※受付は行っていません	2/1(火)～3/31(木)

※令和3年度に個人加入されていた方には、1月下旬にご案内を送付します。
※地域振興課窓口は混雑しますので、お近くの金融機関等をご利用ください。

表3 団体加入

	窓口	期間
申込受付	地域振興課(区役所4階26番)のみ	2/1(火)～3/31(木)

※令和4年度より新規で団体加入をご検討の際は、地域振興課までご連絡ください。

時々令和5年3月31日(金) 午後12時までの1年間
「加入できる方」
保険責任開始時点(4月1日現在)で区内に住所のある方

「コースの種類と保険料」
表1のとおり
※複数のコースへの加入はできません。
「加入方法」
○個人加入
個人単位で加入できる保険です。専用申込書でお申込みください。
「表2のとおり」
○団体加入
町会・自治会・サークル等、加入者10人以上で団体加入扱となります。団体内での申込書の取りまとめや集計・集金をお願いしますが、保険料の8%が事務手数料として還元されます。
「表3のとおり」
「保険金の請求方法」
万一、事故にあったときの保険金の請求は、引受保険会社に直接請求してください。
「事故連絡先」
損保ジャパン事故サポートセンター
(24時間365日)
☎0120(727)110
本店企業保険金サービス部団体保険金サービス第二課
FAX(3385)3708
「引受保険会社」
損害保険ジャパン(株) 東京公務開発部営業開発課
〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1
☎(3349)9666
(平日午前9時～午後5時)
「地域振興課地域振興係」
☎(3647)4962
FAX(3647)8441
(SJT1109843令和3年12月28日作成)

「福祉のびと」相談・面接会
無資格・未経験者大歓迎!
20法人が出演予定 介護の求人面接など
区内福祉施設の安定的な人材確保を目的として、高齢者および障害者福祉施設・事業所による相談・面接会を開催します。20法人が出演を予定し、求人面接をするともに、福祉の仕事に関する就労相談を行います。入退場・服装自由、資格の有無は問いませんので、お気軽にご来場ください。詳細は区ホームページをご覧ください。
時 2月18日(金) 午後1時～4時(午後0時半受付開始、3時入室)
場 ティアラこうとう地下1階大会議室・中会議室(住吉2-28-36)
人 福祉の仕事を探している方・興味のある方
費 無料
内 入門ガイダンスの上映、施設・事業所のPRと求人説明・面接会、福祉の仕事や資格・ポイント
☎(3647)4331
FAX(3647)9247

「自転車損害賠償保険等の加入の義務化」
東京都では令和2年4月1日から「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が改正され、都内で自転車を利用する方は自転車損害賠償保険(ランテア等の相談コーナーなど)に加入する義務が課せられました。
「加入義務の概要」
○自転車利用者
○未成年のお子さんの保護者(未成年のお子さんが自転車を利用するとき)
「対象者」
○示談交渉サービスの有無
自転車を利用する場合は交通ルールやマナーを改めて確認するとともに、一人ひとりがきちんとルールを守りましょう。万一の事故に備えて保険に加入し、万全の準備をしましょう。
☎(3647)4784
FAX(3647)9287

「保険の加入にあたって」
近年は自転車事故に対応する保険商品が数多く販売されています。また、皆さんが既に加入している傷害保険、火災保険、自動車保険またはクレジットカードに特約や付帯サービスとして、自転車事故による損害賠償をカバーできる個人賠償責任保険が付帯されていることもあります。
まずは、加入済の保険やクレジットカードの契約内容を確認してから、新たな保険への加入を検討しましょう。
「確認ポイント」
○補償限度額は十分か
○補償対象は本人のみか家族を含むか
「交通対策課交通係」
☎(3647)4784
FAX(3647)9287

「加入義務の概要」
自転車を利用によって生じた他人への生命または身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。
「対象者」
○自転車利用者
○未成年のお子さんの保護者(未成年のお子さんが自転車を利用するとき)

「加入義務の概要」
自転車を利用によって生じた他人への生命または身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。
「対象者」
○自転車利用者
○未成年のお子さんの保護者(未成年のお子さんが自転車を利用するとき)

「加入義務の概要」
自転車を利用によって生じた他人への生命または身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。
「対象者」
○自転車利用者
○未成年のお子さんの保護者(未成年のお子さんが自転車を利用するとき)

「加入義務の概要」
自転車を利用によって生じた他人への生命または身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。
「対象者」
○自転車利用者
○未成年のお子さんの保護者(未成年のお子さんが自転車を利用するとき)

「加入義務の概要」
自転車を利用によって生じた他人への生命または身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。
「対象者」
○自転車利用者
○未成年のお子さんの保護者(未成年のお子さんが自転車を利用するとき)